

令和3年4月26日

保護者の皆さまへ

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課

**新型コロナウイルス等特別措置法に基づくまん延防止等重点措置延長に伴う  
児童クラブの利用について**

本市の児童館につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加していることを受けまして、令和3年3月26日以降、宮城県・仙台市緊急事態宣言発出期間中における市民利用施設を休館または利用の自粛を呼びかけることに伴い、令和3年3月26日（金）から5月5日（水）までの期間、乳幼児親子や小中高生の自由来館など児童クラブ以外の児童館事業を休止することとさせていただいております。

このたび、新型コロナウイルス等特別措置法に基づくまん延防止等重点措置期間が、5月11日（火）まで延長されることとなりました。

児童クラブにつきましては、これまで、手洗いやマスク着用、施設消毒やこまめな換気などの基本的な感染予防を徹底する等、児童館職員が最大限の配慮に努めてまいりましたが、まん延防止等重点措置が延長されることとなった経緯を踏まえますと、感染拡大防止に向けた一層の取り組みが必要になっております。

引き続き、感染拡大防止に最大限配慮しながら受け入れを継続いたしますが、児童の安全確保のためには、児童クラブの密集性を緩和する必要があることから、保護者の皆さまにはご負担をお掛けしますが、一刻も早く感染者の増加を抑え、減少に転じられるよう、令和3年5月11日（火）までの間、できる限りご利用を控えていただきますとともに、児童クラブを利用する場合におきましても、できる限り利用時間を短くするなど、一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課  
電話：022-214-8176